

消防用設備等の点検時には、

必ず立ち会つて適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

点検・報告はなぜ必要なの？

建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することができないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。

このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



点検・報告はいつ行うの？

点検の内容に応じて、次のように定められています。

●機器点検：6ヶ月ごと

外観や機器の機能を確認します。

●総合点検：1年ごと

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

防火対象物の用途に応じて定められています（裏面の表を参照してください。）。点検の期間と報告の期間は異なります。



点検実施者の資格は？

防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

●消防設備士又は消防設備点検資格者

① 延べ面積1,000m²以上の特定防火対象物
…デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など

② 延べ面積1,000m²以上の非特定防火対象物
で、消防長又は消防署長が指定したもの
…工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など

③ 特定用途部分が避難階以外の階に存する建物
で、直通階段が2以上設けられていないもの

●防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物



どのような消防用設備等を点検するの？

点検を行う主な消防用設備等は、次のようなものです。

●消火設備

消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など

●警報設備

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など

●消防用水

防火水槽など

●避難設備

救助袋・緩降機・誘導灯など

●消火活動上必要な施設

排煙設備・連結送水管など

不良個所があった場合どうするの？

点検の結果、不良個所があった場合、すみやかに改修や整備をしなければなりません（消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。）。



特殊消防用設備等の点検

特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検してもらいます（報告する人は、防火対象物の関係者です。）。

点検の実施

▶ 事前に打合せ



- 点検実施者と日時、手順などを打ち合せます。
- 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

▶ 実施時には、立ち会う



必ず立会い！

▶ 点検済票(ラベル)を確認



- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 必ず、立ち会つて適正な点検が実施されているかを確認します。

- 点検票等に正しく記入されているかを確認します。

- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存（注）します。

（注）消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの（原則は3年）について点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけよいこととなっています。
(平成9年消防予第192号、平成10年消防予第67号)

点検済票(ラベル)

点検の結果、機能が正常であるものには、点検実施者が法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票(ラベル)が貼られます。

点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることになっています。



交付団体
消火器用



交付団体
消火器以外の消防用設備等用

